

# 東郷町自治基本条例に係る取組について

平成31年4月から令和5年3月までの条例に係る取組について、条文ごとに記してあります。

## 前文

尾張東部に「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして、転入者の若い力も加えながら、堅実に成長してきました。

わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷音頭が謳（うた）う「古いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」、「実り豊かな」農業・伝統文化の魅力を次代に引き継いでいきます。このとき地球環境にも配慮の上、自然と共生しながら持続可能な「まちの元気」を育（はぐく）んでいきたいと願っています。

そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など、ここに住むあらゆる人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるよう「今あるものを活（い）かしながら、新たな価値を見出すまちづくり」を目指します。

そのためには、わたしたち町民が、主体的にまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していかなければなりません。

年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、町の最も重視すべき条例として、ここに東郷町自治基本条例を定めます。

## 第1条 目的

この条例は、東郷町のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに議会及び町の責務を明らかにすることにより、町民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち町内において、事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 東郷町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の団体意思を決定する機関をいいます。
- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (5) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) 参画 町民又は町が実施するまちづくりにおける事業の企画、実施及び評価の各段階において、町民が自主的に意見を述べ、事業の実施に直接関与することをいいます。
- (7) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、又は協力することをいいます。

### 第3条 条例の位置付け

この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

### 第4条 まちづくりの基本原則

東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。

- 2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。
- 3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。
- 4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。

#### [町の情報発信]

| 発信方法                          | 時期       | 内容                     |
|-------------------------------|----------|------------------------|
| 東郷町ホームページ                     | 随時更新     | 町政情報を Web 上で公開。        |
| 広報とうごう                        | 毎月       | 町政情報をまとめた冊子（広報紙）を発行。   |
| Instagram や<br>LINE などの SNS   | H28.6 開始 | イベント情報やお知らせを発信。        |
| シティプロモーション動画<br>「ちようど級タウン東郷町」 | R2.9 公開  | 町の魅力をまとめたシティプロモーション動画。 |

## 第5条 町民の権利

- 町民は、東郷町において、安全かつ安心して幸せに暮らすことができます。
- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
  - 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。
  - 4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

### [東郷町子ども議会]

- ◆ 子どもたちが普段身近で疑問・問題に感じていることを、町長などに質問・提案し、町に対する理解を深めるために、平成31年度から東郷町子ども議会を開催しています。

### [東郷町子ども条例]

- ◆ 毎年11月の「東郷町子どもの権利を考える月間」では、「東郷町子ども条例」の周知・啓発活動として、小中学生を対象に条例に関する講義を行っています。
- ◆ 文化産業まつりやららばーと愛知東郷内「LivR TOGO まちの窓口」等において展示を実施しています。

## 第6条 町民の責務

- 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。
- 2 町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

### [各種委員会等の町民参画状況] ※令和4年度の実績

| 各種委員会等と組織人数       |     |                     |     |
|-------------------|-----|---------------------|-----|
| 監査委員              | 2人  | 地域ケア推進会議            | 20人 |
| 固定資産評価審査委員会委員     | 3人  | 地域包括支援センター運営協議会     | 8人  |
| 駐在員               | 18人 | 地域密着型サービス運営委員会      | 8人  |
| 情報公開個人情報保護審査会委員   | 5人  | 要保護児童対策地域協議会代表者会議委員 | 11人 |
| 選挙管理委員会委員         | 4人  | 子ども子育て会議委員          | 10人 |
| 交通指導員             | 9人  | 国民健康保険運営協議会委員       | 9人  |
| 消防団（団長、副団長、分団長）   | 9人  | いきいき東郷21推進協議会委員     | 11人 |
| 行政相談委員            | 2人  | 予防接種健康被害調査委員会委員     | 7人  |
| 人権擁護委員            | 4人  | 発達障がい早期総合支援連絡協議会委員  | 7人  |
| 男女共同参画審議会委員       | 11人 | 診療所運営委員             | 9人  |
| 廃棄物減量等推進員・環境美化推進員 | 36人 | 農業委員会委員             | 14人 |
| 地域環境保全委員          | 1人  | 都市計画審議会委員           | 16人 |
| 環境審議会委員           | 11人 | 教育委員会委員             | 4人  |
| 民生委員児童委員協議会       | 47人 | ハートフル東郷指導員          | 1人  |
| 愛知保護区保護司会東郷部会     | 10人 | 社会教育委員              | 20人 |
| 民生委員推薦会           | 10人 | 図書館協議会              | 8人  |
| 東郷町障害者支援区分等認定審査会  | 5人  | 文化財保護委員             | 9人  |
| 自立支援協議会委員         | 16人 | スポーツ推進委員            | 23人 |
| 介護認定審査会           | 10人 | 体力づくり推進委員           | 48人 |

## 第7条 事業者の責務

事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

- 2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。
- 3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。
- 4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

### [事業者への働きかけ]

- ◆ 町ホームページにて事業者に向けて最低賃金の周知を行っています。
- ◆ あいちワーク・ライフ・バランス推進運動の一環である「愛知県内一斉ノー残業デー」の周知を行っています。

## 第8条 議会の責務

町と独立かつ対等の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、及びその機能を発揮するとともに、適正な町政運営の確保に努めます。

- 2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。
- 3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想（おも）いを的確に町政に反映させるよう努めます。

### [議会の情報発信]

| 発信方法        | 時期                  | 内容                           |
|-------------|---------------------|------------------------------|
| 議事録検索システム   | 随時更新                | 議事録を Web 上で公開。自由に閲覧、検索が可能。   |
| 議会だより       | 年4回                 | 審議結果、一般質問などの議会活動をまとめた冊子を発行。  |
| 議会記録映像配信    | H26.3 開始            | 一般質問・閉会日・臨時会の録画映像を Web 上で配信。 |
| 議会報告会・意見交換会 | H26.1 開始<br>(年2~3回) | 町民に対し、議会報告及び意見交換会を開催         |

## 第9条 町長の責務

町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

- 2 町長は、町民が望むまちづくりを実現するため、公正、公平かつ誠実な町政運営を行います。
- 3 町長は、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営及び能率的かつ効率的な町政運営を行います。
- 4 町の職員は、前3項の規定に従い、常に町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

## 第10条 町民参画及び協働

議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を整備します。

2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

### [まちの出前講座開催実績]

- ◆ 「まちの出前講座」と銘打って職員が町民の皆さんのもとを訪れ、町政施策などを説明しています。

| 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|--|--|--|--|
| 7件   | 0件   | 0件   | 4件   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●セントラル開発について</li> <li>●後期高齢者医療について</li> <li>●わが家の災害対策</li> <li>●東郷町の文化財について</li> <li>●2025年問題を考える</li> <li>●「健康づくり」と「食育」なんでもQ&amp;A</li> <li>●民生委員児童委員について</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東郷町都市計画マスタープランについて</li> <li>●わが家の災害対策について</li> <li>●後期高齢者医療について</li> <li>●東郷町の文化財について</li> </ul> |

### [パブリックコメント実施状況]

| 令和元年度   | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度   |
|---|--|--|---|
| 7件  | 7件   | 4件   | 2件  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●東郷町平和都市宣言(案)</li> <li>●東郷町公契約条例(案)</li> <li>●東郷町小規模企業及び中小企業振興基本条例(案)</li> <li>●第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画(案)</li> <li>●第1次東郷町地域福祉計画(案)等</li> <li>●第2期東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)</li> <li>●東郷町災害廃棄物処理計画(案)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東郷町地域強靱化計画(案)</li> <li>●東郷町都市計画マスタープラン(案)</li> <li>●東郷町障がい福祉ビジョン2021(案)</li> <li>●第8期東郷町高齢者福祉計画(案)</li> <li>●第6次東郷町総合計画(案)</li> <li>●東郷町耐震改修促進計画・2030(案)</li> <li>●東郷町地域公共交通計画(案)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東郷町交通安全計画(案)</li> <li>●東郷町一般廃棄物処理基本計画(案)</li> <li>●東郷町公共施設等総合管理計画(案)</li> <li>●東郷町スポーツ推進計画(案)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第2次東郷町男女共同参画プラン中間見直し版(案)</li> <li>●第3次東郷町環境基本計画(案)</li> </ul> |

### [タウンミーティング開催実績]

- ◆ 平成30年度からタウンミーティングを実施しています。町長が町民と直接対話する機会を設けることにより、町民の意見を町政に生かすとともに、町民のまちづくりへの参画機会の充実を図っています。

| テーマ   |                       |
|-------|-----------------------|
| 令和元年度 | 地域公共交通について            |
| 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| 令和3年度 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| 令和4年度 | まちづくりについて             |

## 第 1 1 条 地域活動及び町民活動

町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。

2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることのできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。

3 議会及び町は、地域の組織及び町民活動団体の自主性を尊重し、並びにこれらの地域の活動及び町民の活動を積極的に守り育てるよう努めます。

### [自治会加入率]

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 75%   | 73%   | 72%   | 72%   |

### [区・自治会への加入申込み]

- ◆ 令和4年8月から、町ホームページを通じて区・自治会への加入申込みができる体制を整備しました。

### [提案型協働事業 採択実績]

| 令和元年度   | 令和2年度                             | 令和3年度   | 令和4年度  |
|---|-----------------------------------|---|--|
| 2件  | 0件                                | 2件  | 2件   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・若者育成支援事業<br/>「子どもの健全育成のための環境整備を育む親支援」</li> <li>●高齢者ちょっとした助け合い事業<br/>「高齢者生活支援の為に助け合いの場」</li> </ul> | <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため<br/>中止</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●いいとこ発見まちおこしイベント<br/>「みんな集まれ！TOGO音楽族」</li> <li>●男女共同参画推進事業<br/>「子育て中の女性が自分らしく働くために」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●いいとこ発見まちおこしイベント<br/>「みんな集まれ！TOGO音楽族」</li> <li>●男女共同参画推進事業<br/>「子育て中の女性が自分らしく生きるために」</li> </ul> |

## 第 1 2 条 情報公開及び個人情報保護

議会及び町は、開かれた行政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町政の情報を積極的に開示し、又は提供し、町民と情報を共有します。

2 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適切に保護します。

3 議会及び町は、町民に対し、町政に関する内容を常に分かりやすく説明する責任を果たすとともに、町民からの説明の要請があったときは、誠実な対応に努めます。

### [情報開示請求の実績]

(単位：件)

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 町長部局      | 25    | 33    | 11    | 14    |
| 教育委員会     | 1     | 5     | 2     | 4     |
| 選挙管理委員会   | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 監査委員      | 0     | 3     | 0     | 0     |
| 農業委員会     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 固定資産評価委員会 | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 議会        | 0     | 1     | 2     | 0     |
| 合計        | 26    | 42    | 15    | 18    |

## 第 1 3 条 町政運営

町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。

2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。

4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

### [総合計画進捗管理]

#### ◆ 毎年度の進捗管理（実施計画）

→ 総合計画に掲げる「6つの基本目標」の実現と「計画の進行管理」を行うため、数値目標の達成状況の確認と向こう3か年の間に取り組む主要な事務事業の内容を示す実施計画を毎年度策定しています。

#### ◆ 第6次東郷町総合計画の策定

→ 第5次東郷町総合計画に係る町施策に対する満足度や目標指標の達成状況等について検証・評価を行い、新たな時代にふさわしいまちづくりや行財政運営の指針となる第6次東郷町総合計画を策定しました。

### 第14条 危機管理

町民は、常日頃から地震その他の災害又は不測の事態（以下この条において「有事」という。）に備え、自らを守る努力をするとともに、町が推進する災害対策に対し、積極的に協力するものとします。

2 町民は、地域において相互に役割を担い、有事に備え、連携し、協力する体制づくりに努めます。

3 町は、町民の生命、身体及び財産を有事から守るため、総合的な対策を講じます。

#### [東郷町総合防災訓練 実施状況]

|      | 令和元年度   | 令和2年度                 | 令和3年度   | 令和4年度          |
|------|---------|-----------------------|---------|----------------|
| 参加人数 | 約 350 人 | 新型コロナウイルス<br>感染症拡大防止の | 約 100 人 | 約 100 人        |
| 実施場所 | 兵庫小学校   | ため中止                  | 東郷中学校   | 春木中学校<br>諸輪中学校 |

### 第15条 広域連携

町は、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、協力して効果的な町政運営を行います。

2 町は、尾張東部が有する様々な地域の特性を最大限に活かすため、周辺の自治体と連携した行政運営を行い、この地域の発展とともに東郷町の発展に努めます。

#### [権限移譲の状況]

| 令和元年度                          | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度  |
|--------------------------------|---|-------|--|
| 1 件                            | 2 件   | 0 件   | 1 件  |
| ●都市計画施設等の区域内における建築物の建築を許可する事務等 | ●児童委員に関する費用を交付する事務<br>●民生委員及び民生委員協議会会長に関する費用を交付する事務 | —     | ●都市計画法施行規則に基づき畜舎建築利用計画が都市計画施設等の区域内における建築物の建築の許可の規定に適合していることを証する書面を交付する事務 |

#### [尾三地区自治体間連携]

| 協定締結状況  |   |
|---------|---|
| 平成31年2月 | ・電気の共同購入に関する協定<br>【連携自治体】豊明市、日進市、みよし市、東郷町、尾三消防組合    |
| 令和4年1月  | ・愛知尾三地区滞納整理機構の共同実施に関する協定<br>【連携自治体】豊明市、日進市、みよし市、東郷町 |
| 令和5年2月  | ・スクールロイヤーの共同設置に関する協定<br>【連携自治体】豊明市、日進市、みよし市、東郷町     |

## 第16条 住民投票

東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。

2 町民、議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

## 第17条 検証及び見直し

町は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の思い及びその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行います。

### [検証及び見直しの取組予定]

#### ◆ 東郷町自治基本条例検証会議

→ 自治基本条例に掲げる理念等について検証するにあたり、客観的・専門的な見地から意見を聴取するため、5年を超えない期間ごとに東郷町自治基本条例検証会議を設置、開催しています。

#### ◆ 町民アンケート

→ 幅広い世代の方から多くの意見の聴取するため、LINEのアンケート機能を活用します。